令和4年度諮問(情)第6号 答申(情)第117号

「審査請求人の行政不服審査会での発言が議事録に記録されて いないことの根拠に関する公文書非開示決定に係る審査請求に 対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非開示決定(文書不存在)は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、令和3(2021)年11月2日付けで、次のとおり公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 本件開示請求の内容

栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の議事録は要点筆記であるが、審査請求人の口頭意見陳述が行われた回の議事録には、審査請求人の、外国人技能実習制度における監理団体の監査に係る陳述(以下「監査に係る陳述」という。)が記載されていなかった。私が行った監査に係る陳述は大切なことであり、議事録に記載されなければならないと考えるが、なぜ記載されないのか。

次の①から④までの事項について開示下さい。

- ①監査に係る陳述が議事録に書かれないのか、理由がわかる文書
- ②私が行った監査に係る陳述が議事録に一切書かれていない。要点すら書かれていないが、要点すら書かないで良いとすることが分かる 文書
- ③条例記載分以外に理由がわかる解説文書。解説版がない場合には、教 育資料
- ④審査会で口頭陳述したことが議事録に書かれていないことについて の、過去の事例が分かる質問書と回答書。対象期間は、文書保存規定 で破棄されていないものすべて

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、審査請求人が開示を求める1(2)の①~④までの公文書について、いずれも該当する文書を作成又は保有していないため、条例第11条第2項による公文書非開示決定を行い(以下「本件処分」という。)、令和4(2022)年2月22日付け文学第554号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により令和4(2022)年2月25日付けで実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和4(2022)年12月16日付けで審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人の審査会での監査に係る陳述のことが、一切議事録に書かれていない。

実施機関が、議事録に書かないでよいと判断したのは、法や規則、社会に存在する情報から判断したのであるから、これらの法や規則、社会に存在する情報を教示し、開示をしなければならないが、後に議事録に書かなくてよいと解釈できる文書ではないと気づいたため、「作成していない」として非開示決定をしたと考える。開示できる文書はあるが、何らかの理由で存在しないとしたと考えるので、開示するべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関では、審査請求人が開示を求める、第2の1(2)①~④いずれの 文書も保有していないことから、対象公文書不存在として非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

- 1 判断に当たっての基本的な考え方
 - (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する 権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全う するようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正 で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、 公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査 請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁 が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法(総務省行政管理局) によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を 直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行 為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであ り、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った 本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査 会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈して本件諮問事案を審議し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の不存在について

審査請求人は、審査請求人が審査会で行った監査に係る陳述はなぜ議事録に記載されないのか、根拠となる文書を開示するよう主張する。

一方で、実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求める対象公文書に 該当するものは作成も保有もしていない旨主張する。

両者の主張を踏まえて、要約筆記として記載すべき内容の基準となるような公文書がないことについての合理性を検討する。

議事録については、栃木県行政不服審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第19条第1項に「審査会の議事録は、要点筆記とする。」と、同条第2項では「議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。」と規定している。そのため、議論した内容を網羅的に記載するのではなく、その内容を吟味し、議事の要旨を的確に記載することとし、通常は次回の審査会で委員が議事録案の内容を確認し、必要があれば修正や追記を行った上で確定する手順としている。また、この運営要領以外に議事録作成について規定したものはない。

なお、本審査請求人以外で過去に口頭意見陳述をした者からその時の議事録の記載内容について質問書が提出された事例は、審査会の議事録等を確認したが存在しなかった。

したがって、実施機関の対象公文書は存在しないとの主張に、不合理な点はない。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年12月16日	・諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 6 月14日 (第51回審査会第 3 部会)	・経過概要確認 ・第1回審議
令和 5 (2023)年 7月12日 (第52回審査会第 3 部会)	·第2回審議
令和 5 (2023)年 8 月 2 日 (第53回審査会第 3 部会)	·第3回審議
令和 5 (2023)年 9 月 8 日 (第54回審査会第 3 部会)	・第4回審議

栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

	氏	名		職業等	備考
田	中	修		人権擁護委員	
根	本	智	子	弁護士	
村	上	順	男	元栃木県労働委員会事務局長	第3部会部会長 職務代理者
和	田	佐 英	子	宇都宮共和大学シティライフ学部 教授	部会長

(五十音順)